

# 液石法と高圧ガス保安法の手続きについて

- 液石法は、高圧ガス保安法の中から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出したもの。
- 手続きについては、基本的には高圧ガス保安法から液石法に係るものは除かれており、製造設備に関する許可や事故の届出といった共通する保安領域に関する手続きは高圧ガス保安法に委ねられている。
- 同一事業者が民生用と工業用の両方の事業を実施する場合など、液石法・高圧ガス保安法双方の手続きが必要。（熊本市の支障事例（完成検査等）はそのケース。）

法令	主な手続き	権限者
液石法	販売事業者の登録 保安機関の認定	経済産業大臣（複数県）又は都道府県知事（単一県）
	貯蔵施設又は特定供給設備の許可	都道府県知事
	充てん設備の設置許可、検査等	都道府県知事
	特定液化石油ガス設備工事事業の開始、工事の届出等	都道府県知事
	立入検査等	都道府県知事
高圧ガス 保安法	製造の許可	都道府県知事又は指定都市の長（事業所毎）
	貯蔵の許可（液石法を除く） 販売事業者の届出（液石法を除く）	都道府県知事又は指定都市の長（事業所毎）
	完成検査及び保安検査に係る認定 事故届	経済産業大臣 都道府県知事又は指定都市の長（液石法に係るものは都道府県知事）

## 熊本市からの提案

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について、提案があった。
- 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（2019年6月28日開催）において、液石法に係る提案が重点事項となる。

### (1) 求める措置の具体的内容

液石法の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

### (2) 支障の概要

液石法は、言わば高圧法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、2018年度から高圧法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

### (3) 追加共同提案団体

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県

# 新型コロナウイルス等対策特別措置法における国と地方との関係

## 考え方

- ・国が全体方針を示し、都道府県が地域の実情に応じて各種措置を実施。
- ・広域的調整の必要性の観点から国に総合調整、指示の権限が留保されている。

## 国



### 政府対策本部の設置（§15）

第十五条 内閣総理大臣は、（中略）閣議にかけて、臨時に内閣に新型コロナウイルス対策本部を設置するものとする。

### 政府方針の策定（§18）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等への基本的な対処の方針を定めるものとする。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

### 総合調整権（§20①）、指示権（§33①）

第二十条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（中略）、都道府県の知事（中略）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うことができる。

第三十三条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、（中略）必要な指示をすることができる。

### 緊急事態宣言（§32①）

第三十二条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」）をし、（中略）国会に報告するものとする。

## 都道府県



### 都道府県対策本部の設置（§22）

第二十二条（前段略）政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

### 対処方針に基づく対策の実施（§3④）

第三条第四項 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 意見の申出（§20②）

第二十条第二項 当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

### 都道府県としての権限の実施（§45～49）

- 第四十五条 感染を防止するための協力要請等
- 第四十六条 住民に対する予防接種
- 第四十七条 医療等の確保
- 第四十八条 臨時の医療施設等
- 第四十九条 土地等の使用

国土審議第38：新設インフルエンザ等対策特別措置法に概しく施設使用制限に関する見直し（内閣府）